

八王子市産後ケア事業の ご利用方法

ご出産



1. 利用申請

ご出産後、利用を希望する方は、保健福祉センター（大横、東浅川、南大沢）に申請書を提出（電話での申込みも可）してください。申請時、保健師等が状況等をお伺いします。



受付・お問合せ

1. 申請は、出産後から利用日のおおむね 1 週間前まで
2. 受付・お問合せは、月曜日から金曜日の 9 時から 17 時まで（年末年始、祝休日を除く）
☆東浅川保健福祉センターは毎月第 2 月曜日休館



必要書類

1. 八王子市産後ケア事業利用申請書
（※市のホームページからダウンロードできます）
2. 母子健康手帳
3. 世帯全員の市民税非課税証明書または生活保護受給者証（必要な方のみ）

2. 利用の決定

申請内容を審査の上、利用承認通知書をご自宅に郵送いたします。（大横保健福祉センターから郵送前にお電話いたします）

3. 利用の予約



利用希望日の 3 日前までに利用承認通知書の一覧から希望する助産師に直接連絡し、予約を取ってください。

※キャンセルは、利用日の前日の 17 時までに、予約助産師に電話連絡を行ってください。

※利用決定後、医療行為が必要になるなど対象者要件に非該当となった場合は本事業を利用いただけませんので、ご注意ください。

4. 助産師による訪問を受ける

利用日の前日に、助産師から確認の連絡があります。

5. 終了

利用料金は、当日に、直接助産師へお支払いください。



八王子市産後ケア (訪問型) 事業のご案内



出産後のサポートが必要なお母さんが赤ちゃんと一緒に自宅で休息、授乳・育児などの助産師ケアを受けられます。

利用できる方

以下のすべてにあてはまる産後5か月未満のお母さんとその赤ちゃん。

1. 八王子市民である。
2. ご家族から十分な援助が受けられない。
3. 育児不安や心身の不調がある。

※感染性疾患に罹患、もしくは入院加療の必要がある者を除く。

産後ケアの内容

1. お母さんのケア
(乳房ケア、健康状態のチェック)
2. 赤ちゃんのケア
(健康状態、体重、栄養等のチェック)
3. 育児サポート
(育児相談、授乳、沐浴等)



利用料金・利用期間

【料金】

1回につき1,600円(費用8,000円相当)
※市民税非課税世帯・生活保護世帯は、
利用料金が減額または免除になります。

【ケア時間】1回2時間以内

【回数】原則3回まで

※さらにケアが必要な場合は、ご相談ください。(上限7回まで)

【利用時間】月曜日から金曜日の9時から
17時まで(年末年始、祝休日を除く)

サービス提供者

市と委託契約を結んだ助産師が訪問します。
(電話がつながりにくい場合がありますので
ご了承ください)

- 青木 042-697-6853
- 綾田 090-5565-2481
- 金杉 090-7900-2159
- 小井戸 090-6658-2468
- 河野 090-7839-8552
- 笹木 090-8340-9099
- 月野 090-2179-5511
- 飛松 080-1344-2400



↑
助産師の詳細はこちら
(50音順)

お問い合わせ・お申込み先



月曜日から金曜日の9時から17時まで(年末年始、祝休日を除く)

☆東浅川保健福祉センターは毎月第2月曜日休館

※申請にあたり手話通訳が必要な場合はご相談ください

大横保健福祉センター	大横町 11-35	☎ 625-9200	FAX 627-5887
東浅川保健福祉センター	東浅川町 551-1	☎ 667-1331	FAX 667-7829
南大沢保健福祉センター	南大沢 2-27 1階	☎ 679-2205	FAX 679-2214